

【労働移動支援助成金の概要】

< 助成金の趣旨 >

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者について、在職中からの求職活動や再就職、労働移動前後の職場体験講習等を支援する事業主に対し助成金を支給すること等により、円滑な労働移動支援の促進を図る。

< 求職活動等支援給付金 > (平成13年10月創設)

【送出・受入事業主への支援】

○支給対象者

再就職援助計画の支援対象者に対し、計画的な労働移動(復帰の見込みのないものに限る。)支援を行うために、以下の支援を行う事業主

【送出事業主への支援】

① 求職活動等のための休暇を与え、当該休暇日について、通常支払われる賃金相当額以上の額を支払う場合

② 職場体験講習を受講させた場合

③ ②に係る職場体験講習先を開拓した場合

【受入事業主への支援】

④ 職場体験講習で受け入れた支援対象者を離職から1か月以内に雇い入れた場合

※ 講習支援アドバイザーが職場体験講習の相談・アドバイス等を実施

○支給額

【送出事業主への支援】

① 休暇1日当たり4,000円(30日上限)

② 講習1日当たり4,000円(講習期間3日以上、30日上限)

③ ②に加え、当該支援対象者1人当たり2万円(新規・成長分野事業を行う事業所を開拓した場合、4万円)

【受入事業主への支援】

④ 支援対象者1人当たり10万円

◇ 労働組合等の同意がない場合は不支給

< 再就職支援給付金 > (平成13年12月創設)

【送出事業主への支援】

○支給対象者

再就職援助計画に基づき、当該計画の支援対象者について、その再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者に委託し、支援対象者の離職日から3か月以内(45歳以上の者については5か月以内)(※)に再就職を実現した事業主

※ 不良債権処理の加速に伴い、雇用調整を行わざるを得ない事業主が作成する雇用調整方針における離職を余儀なくされる支援対象者については、当分の間、離職日から6か月以内

○支給額

① 中小企業事業主以外の事業主:民間の職業紹介事業者への委託費用の1/4(限度額1人当たり30万円)

中小企業事業主:民間の職業紹介事業者への委託費用の1/3(限度額1人当たり40万円)

② 再就職支援会社との委託契約上、「当該会社が、新規・成長分野の事業主の事業所への再就職の実現に努める」旨明記し、実際の再就職先が新規・成長分野であった場合は、10万円を上乗せ

◇ 支給対象人数は同一の計画につき300人を上限とする

◇ 労働組合等の同意がない場合は不支給

< 定着講習支援給付金 > (平成13年10月創設)

【受入事業主への支援】

○支給対象者

再就職援助計画の支援対象者を離職日から3月以内(45歳以上の者については5か月以内)(※)に雇い入れ、早期定着を図るための講習を実施した事業主

※ 不良債権処理の加速に伴い、雇用調整を行わざるを得ない事業主が作成する雇用調整方針における離職を余儀なくされる支援対象者については、当分の間、離職日から6か月以内

○対象となる講習

支援対象者が従事する職務に必要な知識又は技能を習得させるための実習その他の講習で次の要件を満たすもの

① 支援対象者の雇入れから3か月以内に開始されるもの

② 講習期間が20時間以上のもの

③ OFF-JT及びOJTの双方を含むもの

○支給額

① 講習時間が20時間以上40時間未満の場合
1人当たり5万円

② 講習時間が40時間以上の場合
1人当たり10万円

※ 講習支援アドバイザーが定着講習の相談・アドバイス等を実施

※当該事業は、雇用保険三事業の見直しに伴い、18年度をもって廃止

大量雇用変動届制度の概要

1 趣旨

事業所において、一時的に大量に雇用が減少して、その地域の労働力需給に影響を及ぼすおそれがある場合に、公共職業安定所長が事業主から届出を受け、職業安定機関等が所要の措置を講ずることにより、このような事態に迅速かつ的確に対処しようとするもの。

2 届出の要件

1の事業所において、1月以内の期間に、日々又は期間を定めて雇用されている者等を除いて、自己の都合又は自己の責に帰すべき理由によらないで離職する者（天災事変その他やむを得ない事由のために事業継続が不可能となり離職する者を除く。）の数が30人以上の場合、離職日の少なくとも1月前に公共職業安定所に提出しなければならない。

なお、再就職援助計画の申請をした場合においては、大量雇用変動の届出をしたものとみなされる。

3 国の措置

- ① 離職前からの労働者その他関係者に対する雇用情報の提供、広範囲にわたる求人開拓、職業紹介
- ② 公共職業訓練機関における職業訓練

4 罰則

大量雇用変動届を提出しなかった者及び偽りの届出をした者については、30万円以下の罰金。

○ 大量雇用変動(離職)状況

	事業所数	離職者数
昭和62年度	367	29,517
昭和63年度	214	12,391
平成元年度	143	11,700
平成2年度	89	5,377
平成3年度	183	11,297
平成4年度	481	30,787
平成5年度	798	49,904
平成6年度	631	39,424
平成7年度	754	48,960
平成8年度	649	41,851
平成9年度	847	60,498
平成10年度	1,301	85,698
平成11年度	1,274	87,489
平成12年度	1,316	101,943
平成13年度	3,084	239,601
平成14年度	3,531	229,648
平成15年度	2,878	123,574
平成16年度	2,075	88,155
平成17年度	1,950	86,554
平成18年度 ※1	463	21,636
合 計	23,028	1,406,004

※1 18年度は7月末実績

国と地方公共団体の連携・協力について

1 機関委任事務と法定受託事務

- ① 機関委任事務は、平成11年の地方分権推進法により廃止されたものであるが、都道府県知事等の地方公共団体の機関に対して、国等から法律・政令により委任されていた事務。

委任する側に、強い指揮監督権限がある。

例：公共職業安定所の業務の連絡統一（都道府県知事に委任）

- ② 法定受託事務は、同法により設けられた地方公共団体の事務の区分。本来国が果たすべき役割に係るものであって、その適正な処理を特に確保する必要があるものとして、法律・政令に特に定める事務。

委任された事務の処理に当たっては、委任を受けた地方公共団体の自主性及び自立性が尊重され、委任した側の関与は弱い。

例：交通の不便な地域における求人・求職についての、公共職業安定所への取次（市町村長に委任）

2 機関委任事務廃止・法定受託事務創設の考え方

機関委任事務については、国と地方との対等・協力の新しい関係を築くため、廃止。

従前の機関委任事務については、①事務そのものの廃止、②法定受託事務への移行、③国の直接執行事務への移行、④地方公共団体の自治事務への移行が考えられるところであるが、職業安定法、雇用保険法等の施行に関する事務については、国の出先機関である公共職業安定所の指揮監督に関する事務であり、国の組織の内部管理事務であることから、国の直接執行事務とされた。なお、中小企業労働力確保法に基づく改善計画の認定等が都道府県の自治事務とされた。

3 地方事務官制度の廃止

これらの制度改正以前においては、地方事務官制度があり、都道府県庁内の職業安定主務課及び雇用保険主務課に国の職員が配置され、都道府県知事の指揮監督を受けて事務処理を行っていた。

これについては、任命権と職務上の指揮監督権が、国（主務大臣）と都道府県知事に分かれて属するという変則的な制度となっていること、知事の指揮監督権が形骸化し責任の所在も不明確となるといった問題点が指摘されていたが、同法により機関委任事務が廃止され、機関委任事務制度を前提として成り立ってきた地方事務官制度は、存続し得なくなり、職業安定法、雇用保険法等の施行の事務は、新たに設けられた国の出先機関である都道府県労働局に移された。

4 国と地方の協力

これらの制度改正時において、国と地方公共団体の雇用に関する施策が地域において密接な関係の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、雇用対策法が改正され、

- ・ 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講じるように努めなければならない（第5条）
- ・ 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする（第27条）

とされた。

5 国と地方公共団体との雇用対策に関する役割分担

地方自治法においては、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」（第1条の2第1項）とされ、雇用対策についても、幅広く取り組むことは可能。

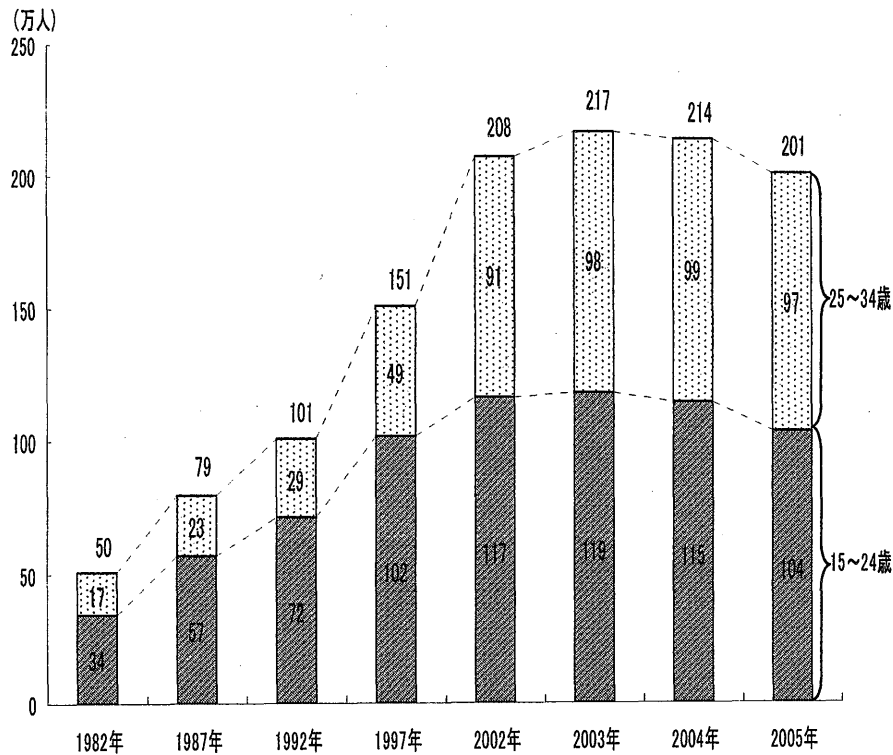
しかしながら、地方公共団体においては、教育、福祉、産業振興等の事務を処理していることから、これと関連する学卒就職対策、障害者・高齢者等の就職促進、企業誘致に伴う労働力確保対策等について取り組む例が見られ、また、国の行う職業紹介との連絡・協力の効果が期待される事務であると考えられる。

フリーター、ニート等をめぐる状況

○いわゆる「フリーター」の数は、2003年に217万人まで増加した後、2年連続で減少し、2005年には201万人となっている。

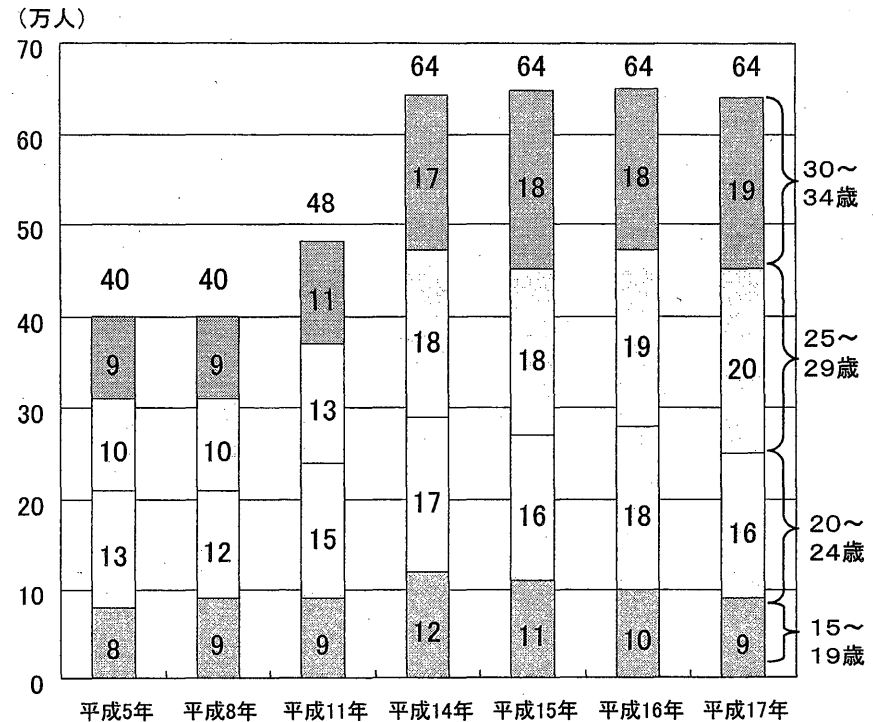
○いわゆる「ニート」の数は、10年前の40万人から64万人に増加。特に年齢の高い層（25～34歳）の増加が大きい。

フリーターの数の推移



(資料出所) 総務省統計局「就業構造基本調査」労働省政策調査部で特別集計(～1997年)、総務省統計局「労働力調査詳細集計」(2002年～)

ニートの数の推移



(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」